

登録案件のモニタリング結果および検証結果の概要

今回のオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会において審議対象となっている既登録案件について、プロジェクト代表事業者が行ったモニタリング結果及び検証機関が行った検証結果の概要は以下の通りである。

1. 登録案件「住友林業株式会社社有林管理プロジェクト I (宮崎事業区山瀬地区)」

(1) プロジェクトの概要

プロジェクト名	住友林業株式会社社有林管理プロジェクト I (宮崎事業区山瀬地区)						
申請受理日	2009年5月11日						
登録日	2009年7月1日						
プロジェクト代表事業者	住友林業株式会社						
プロジェクト事業者	住友林業株式会社						
プロジェクト参加者	なし						
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	住友林業株式会社						
プロジェクト概要	持続可能な森林経営により、温室効果ガスの更なる吸収を図る。また、これにより、林業の活性化及び他の公共的機能の活性化を目指す。						
プロジェクト期間	1998年10月1日～2013年3月31日						
クレジット期間	2008年4月1日～2013年3月31日						
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	1,889	1,844	1,800	1,759	1,687	8,979
ポジティブリスト	No.0002-2 (現 R002)						
方法論	JAM0002-2 (現 JRAM002) 森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (持続可能な森林経営促進型プロジェクト) に関する方法論						

(2) モニタリング結果

- ・モニタリング対象期間：2008年4月1日～2009年3月31日
- ・モニタリング対象地：

小班数	吸収量	活動量 (面積)
48 (班)	2,083 (tonCO2)	214.86 (ha)

(3) 検証結果の概要(下線は事務局)

検証実施機関	財団法人日本品質保証機構
検証報告書発行日	平成 21 年 12 月 28 日
検証意見の要約	財団法人日本品質保証機構 (JQA) は、宮崎県内の住友林業株式会社社有林山瀬地区における 13 箇所の森林施業計画区域内の間伐並びに植栽を実施した森林を対象として、モニタリング期間 (2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日) における二酸化炭素吸収増大量を検証した。検証の結果、「住友林業株式会社社有林管理プロジェクト I (宮崎事業区山瀬地区) ～モニタリング報告書 (Ver.4.0) ～」に記載された二酸化炭素吸収増大量 <u>2,083t-CO₂</u> は、 <u>オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト申請書 Ver.2.1 及び申請書別紙のモニタリングプランに基づいて算定されており、誤りの合計値が 91.2 t-CO₂ (二酸化炭素吸収増大量に対する割合：4.4%) となり、重要性の判断基準の 10%未満であることから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。</u>
備考	本検証において、フェーズ 1 及びフェーズ 2 の検証活動を通じて、検証基準に適合しているか否かの確認を行った。その結果、誤りの合計値が 91.2 t-CO ₂ (二酸化炭素吸収増大量に対する割合：4.4%) となり、重要性の判断基準の 10%未満であることを確認したため、検証意見を無限定適正意見とした。

(参考) 検証意見の種類

重要性の量的基準値は、排出削減量の 5%とする (森林管理プロジェクトは 10%)。

無限定適正意見：(計量器の不確かさ+可能性のある誤り+未修正の誤り+その他の誤り等) が重要性の基準値未満の場合。

限定付適正意見：(計量器の不確かさ+可能性のある誤り+未修正の誤り+その他の誤り等) は重要性の基準値未満であるが、下記に該当する場合。

- ・ 重要な情報の表示が実施規則及びモニタリング方法ガイドラインに準拠していない

不適正意見：(計量器の不確かさ+可能性のある誤り+未修正の誤り+その他の誤り等) が重要性の基準値以上の場合。

意見不表明：重要性の基準値以上の排出源の排出量について手続の制約があった場合。

手続の制約とは、検証機関側の事情以外の理由により、意見を表明するための証拠を入手するに必要な手続を実施できないこと。

(例) 証拠の焼失。

(4) 認証運営委員会への推奨

モニタリング結果及び検証結果を踏まえ 2,083t-CO₂ のクレジットの発行を認証することを推奨する。

以上